

2 今後の予定について

都市計画の手続き



本日の説明会

2月18・19日

本日の説明会、関係機関との協議・調整を踏まえ、都市計画の案を作成します。



都市計画の案の縦覧

2月22日
～3月8日

都市計画の案を縦覧します。
住民及び利害関係人の方は、意見書を提出することができます。



都市計画審議会

3月中旬
～下旬

都市計画審議会、復興整備協議会を経て、都市計画が決定されます。



都市計画の決定

中野地区復興産業拠点整備事業の実施

都市計画の決定後、都市計画事業として認可を得て、事業を実施します。

双葉町中野地区復興産業拠点の
都市計画に係る説明会

- いわき市会場：双葉町役場いわき事務所 2階大会議室 2月18日（土）午後1時30分～
- 郡山市会場：福島県農業総合センター 1階大会議室 2月19日（日）午後1時30分～

復興拠点整備と都市計画について

■双葉町では、町内の中野地区を復興拠点として位置付け、「新たな産業・雇用の場」と「発信の場」を創出し、町への人の流れを創出します。
（「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」平成28年12月）

■中野地区復興産業拠点は、その円滑かつ迅速な復興及び再生を図るため、都市計画に『一団地の復興再生拠点市街地形成施設※』として位置付け、福島復興再生拠点整備事業として整備します。

※「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」とは？

→復興再生拠点市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設、特定公益的施設及び特定公共施設です。この内、中野地区には、特定業務施設、特定公益的施設及び特定公共施設を定めます。

■「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」として都市計画に定めると？

- 町は、福島再生加速化交付金を活用し、国費による整備が可能となります。
- 地権者（土地等の提供者）の皆様は、税制上の特例措置の対象となります。
- 都市計画決定後は、建築行為に制限がかかり、計画的な町づくりに寄与します。

本日の説明会の目的と説明内容

■説明会の目的

本日の説明会は、都市計画の案の作成に当たり、その内容を説明するものです。

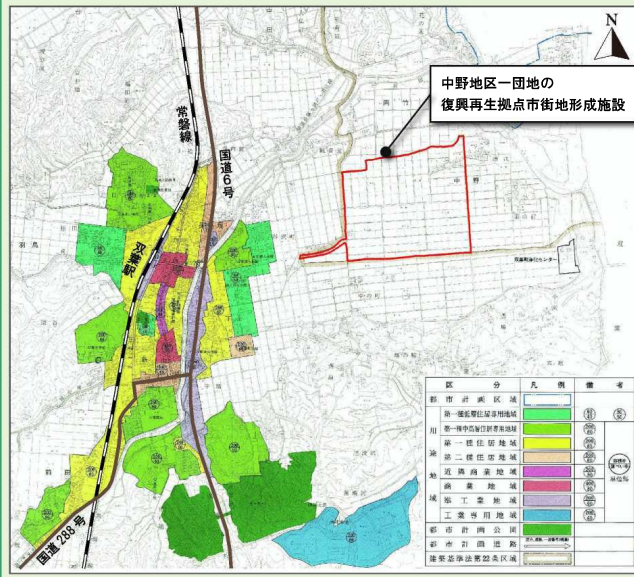
■説明内容

- 1 都市計画の案の概要
 - (1) 名称、位置・区域、面積
 - (2) 施設の位置及び規模
- 2 今後の予定

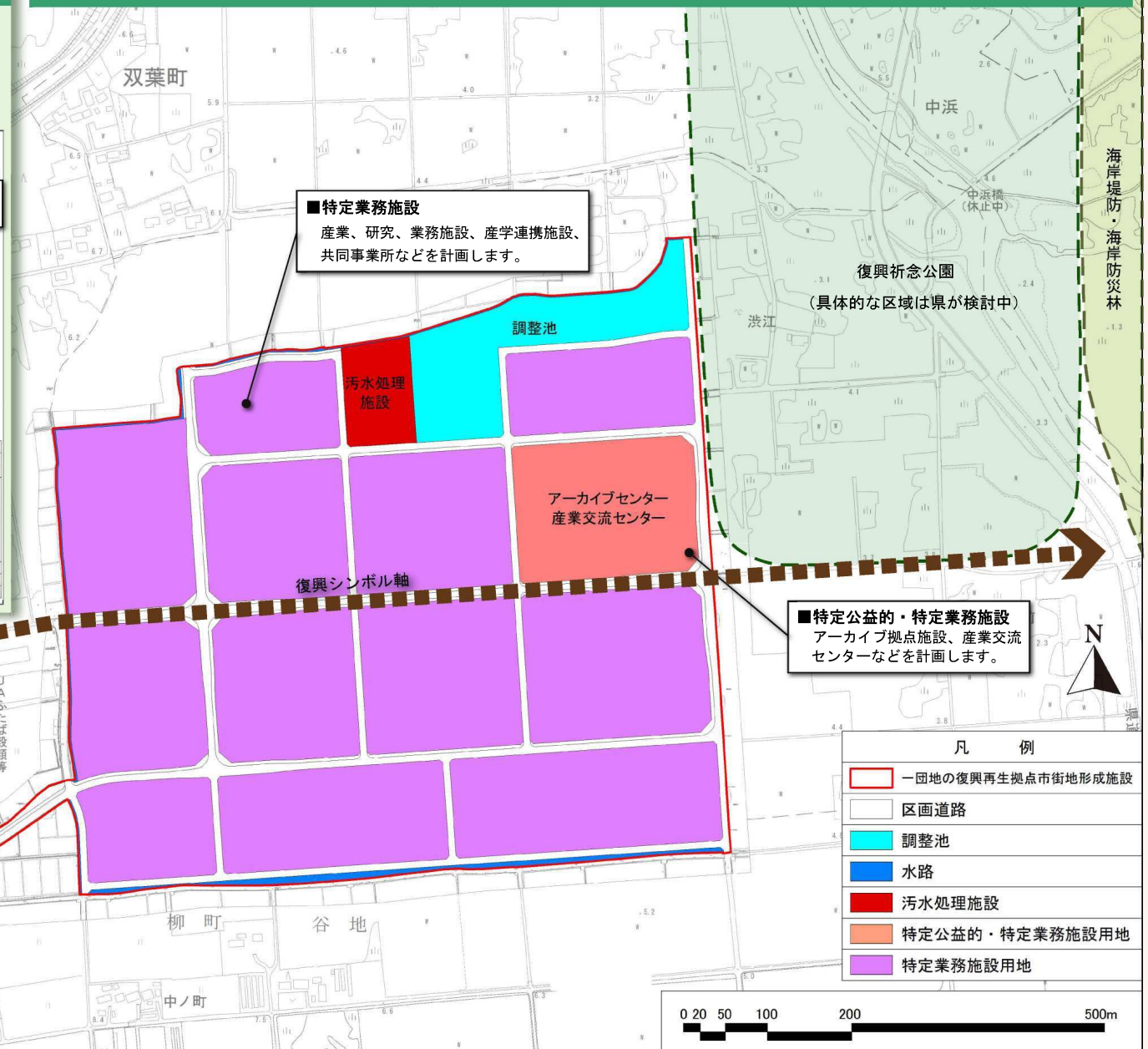
1 都市計画案の概要について

(1) 名称、位置・区域、面積

- ①名称 中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
 ②位置・区域 双葉郡双葉町大字中野字宮ノ脇、高田、谷地前、江又、深町、竹ノ花、館ノ内、塚ノ前、堂ノ前及び原田
 ③面積 約49.6ヘクタール



(2) 施設の位置及び規模



※この計画は、現時点のものであり、今後変更する場合があります。